

# つくばSDGsパートナーズ会則

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この会は「つくばSDGsパートナーズ」（以下「パートナーズ」という。）と称する。

2 英語による表記は「Tsukuba SDGs Partners」とする。

### (目的)

第2条 パートナーズは「持続可能都市ヴィジョン」の達成を目指し、市民、事業者、大学・研究機関、団体、行政等の各主体が連携を図りながら、持続可能なまちづくりのための様々な取組を、自主的、自発的に実施していく組織とする。

### (事務及び運営等)

第3条 パートナーズの運営及び管理等の事務は、つくば市政策イノベーション部企画経営課持続可能都市戦略室（以下「事務局」という。）が行うものとする。

### (会員)

第4条 会員とは、パートナーズの目的に賛同し、所定の入会手続きにより登録した者とし、団体会員と個人会員により構成されるものとする。

### (入会金及び年会費)

第5条 パートナーズの入会金及び年会費は無料とする。

## 第2章 団体会員

### (団体会員の対象)

第6条 団体会員の対象は、つくば市内でSDGsの達成に向けて取り組んでいる、又は取り組む意欲のある団体（企業、研究機関、教育機関、特定非営利活動法人、市民団体、区会等）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、団体会員の対象外とする。

(1) パートナーズの信用、品位、イメージを損なうとき又は損なうおそれがあるとき。

- (2) 法令若しくは公序良俗に反するとき又は反するおそれがあるとき。
- (3) パートナーズを自己の商標とするなど、独占的に使用するとき又は使用するおそれがあるとき。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の対象となる業種であるとき。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資するおそれがあるとき。
- (6) つくば市税の未納のあるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、これらに準じた行為をするとき又は行為をするおそれがあるとき。

(団体会員の役割)

第7条 団体会員は、SDGsの達成に向けた取組を主体的に実施し、つくば市における持続的なまちづくりの実現に貢献することとする。

2 他の会員との協働を図り、SDGsをとおしたネットワークの構築に努めるものとする。

(団体会員の入会手続き)

第8条 パートナーズへの入会を希望する団体は、いばらき電子申請・届出サービスのつくばSDGsパートナーズ入会申込フォーム（団体会員用）により、申し込むことを原則とする。ただし、電子申請が困難な場合は、つくばSDGsパートナーズ入会申込書（団体会員用）（様式第1号）の提出により、申し込むことができる。

2 事務局は、入会希望者から申込みがあり次第、速やかに内容を審査し、その結果を申込者に通知しなければならない。なお、前項による情報に加え審査のために要する情報がある場合は、事務局は申込者に提出を求めることができる。

### 第3章 個人会員

(個人会員の対象)

第9条 個人会員の対象は、つくば市内でSDGsの達成に向けて取り組んでいる、又は取り組む意欲のある個人であり、以下に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 別表に定める講座等をとおして、SDGsについての理解を有する者
- (2) つくば市のSDGsの取組に貢献した実績を有する者（講師等）

(個人会員の役割)

第10条 個人会員は、SDGsの達成に向けた取組を主体的に実施し、つくば市における持続可能なまちづくりの実現に貢献することとする。

2 つくば市や団体会員が主催するSDGs関連事業に積極的に参加・協力し、SDGsの達成に向けた取組の活性化に努めるものとする。

(個人会員の入会手続き)

第11条 パートナーズへの入会を希望する個人は、いばらき電子申請・届出サービスのつくばSDGsパートナーズ入会申込フォーム（個人会員用）により、申し込むことを原則とする。ただし、電子申請が困難な場合は、つくばSDGsパートナーズ入会申込書（個人会員用）（様式第2号）の提出により、申し込むことができる。

2 前項の規定に関わらず、つくばSDGsパートナー講座の受講者は、講座の受講をもって入会とする。

3 事務局は、入会希望者から申込みがあり次第、速やかに内容を審査し、その結果を申込者に通知しなければならない。

第4章 雜則

(会員証の交付)

第12条 事務局は、会員に対して会員証を交付するものとする。

2 会員証を紛失した場合には、つくばSDGsパートナーズ会員証再交付申込書（様式第3号）を事務局に提出し、再交付を受けるものとする。

(登録情報の変更)

第13条 登録情報に変更が生じた場合は、速やかに事務局に報告するものとする。

(会員の退会)

第14条 会員が退会を希望する場合は、事務局に申し出るものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、事務局の権限により会員を退会させることができることとする。

(1) 団体会員、個人会員を問わず、第6条の各号に準じた行為をするとき又は行為をするおそれがあるとき。

(2) 事務局からの連絡が取れなくなった場合

(会員資格の期間)

第15条 会員の会員資格は、退会の申し出が無い限り継続するものとする。

(会則の改正)

第16条 会則の改正を行った場合には、あらかじめ会員に告知するものとし、改正をもって、その効力は全会員に及ぶものとする。

## 附 則

この会則は、平成31年4月1日より施行する。

別表1（第9条関係）

事業	事業主体	要件
つくばSDGsパートナー講座	つくば市	1回以上の参加
つくばSDGsパートナー向け ワークショップ	つくば市	1回以上の参加
つくばSDGsマイスター講座	筑波大学	つくばSDGsマイスターの称号を取得